

2024年9月

お客様各位

一般財団法人日本食品分析センター

亜硝酸根，硝酸根，亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素の定量下限変更のご案内

拝啓 平素は格別のご高配に預かり，厚く御礼申し上げます。

この度，当財団では「食品中の食品添加物分析法」の改正について（令和5年5月29日薬生食基発0529第1号/薬生食監発0529第1号），別紙 3「亜硝酸ナトリウム」及び別紙 4「硝酸カリウム及び硝酸ナトリウム」に基づき，亜硝酸根等の定量下限を下記のとおり変更させていただきます。

なお，分析方法，分析料金，納期に変更はございません。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更開始日

2024年10月1日受託分*より

* 受付した旨のご連絡（預り証）をもって受託としております。

2. 変更内容

分析試験項目	定量下限	
	変更前	変更後
亜硝酸根*1	0.0003 g/kg	0.0010 g/kg
硝酸根	0.0003 g/kg	0.01 g/kg
亜硝酸態窒素*2	0.01 mg/100g	0.04 mg/100g
硝酸態窒素*2	0.01 mg/100g	0.3 mg/100g

*1 「食品，添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の第1食品D各条○食肉製品，鯨肉製品及び魚肉ねり製品の成分規格」での分析試験の場合は，定量下限の変更はございません。

*2 亜硝酸根又は硝酸根の定量値から分子量換算して算出するため，定量下限が変更になります。

3. 本件に関するお問合せ先

一般財団法人日本食品分析センター 多摩研究所 衛生化学部 添加物試験課

TEL：042-372-6715

Email：aas_inquiry@jfri.or.jp

以上